

行政監査結果報告書

平成29年度

(自動体外式除細動器(AED)の管理等について)

佐賀県監査委員

監 査 第 6 4 号
平成30年5月31日

佐賀県議会議長 石倉 秀郷 様

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県教育委員会教育長 白水 敏光 様

佐賀県公安委員会委員長 溝上 泰弘 様

佐賀県監査委員 池田 巧
同 森田 信彦
同 三竿 博史
同 石井 秀夫

行政監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第2項の規定による県の事務の執行に関する監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告及び意見を別添のとおり提出します。

目 次

第1	監査の概要	1
1	監査テーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査対象の施設	1
4	監査の実施	1
5	監査の実施方法	2
第2	AEDの設置及び管理等の概要	3
1	AEDの設置状況	3
(1)	部局等別の設置状況	3
(2)	施設利用者数別の設置状況	4
(3)	設置場所及び設置方法	4
(4)	設置施設の表示及び設置場所の案内表示の状況	6
(5)	設置情報の登録及び各施設による情報提供の状況	7
(6)	追加設置の検討状況	8
2	AEDの管理状況	8
(1)	点検担当者の選任(配置)状況	8
(2)	日常点検の実施状況	9
(3)	AED本体の更新状況	10
(4)	消耗品(バッテリー・電極パッド)の交換状況	11
3	AEDの使用状況	13
4	操作研修等の受講状況	13
(1)	点検担当者の受講状況	13
(2)	施設職員の受講状況	14
第3	監査結果及び意見	16
1	設置施設の表示及び設置場所の案内表示について	16
2	設置情報の登録及び各施設による情報提供について	16
3	施設内での配置及び追加設置の検討について	17
4	点検担当者の選任(配置)について	17
5	日常点検の実施について	17
6	本体の更新及び消耗品(バッテリー・電極パッド)の交換について	18
7	操作研修等の受講について	18
8	全庁的な指導等について	19
9	まとめ	19

資料編

参考 1	A E D 設置施設一覧表.....	21
参考 2	現地調査結果一覧表.....	23
参考 3	非医療従事者による自動体外式除細動器（A E D）の使用について.....	25
参考 4	自動体外式除細動器（A E D）の適切な管理等の実施について.....	28
参考 5	自動体外式除細動器（A E D）の適切な管理等の実施について（再周知）.....	31
参考 6	自動体外式除細動器（A E D）設置登録情報の有効活用等について.....	33
参考 7	A E D の適正配置に関するガイドライン（抜粋）.....	36
参考 8	A E D の適切な管理等の実施に係る Q & A.....	42

第 1 監査の概要

1 監査テーマ

自動体外式除細動器（A E D）の管理等について

2 監査の目的

自動体外式除細動器（以下「A E D」という。）は、平成 16 年 7 月から医師や救急救命士以外でも使用できるようになったことから、医療機関だけでなく公共施設等を中心に普及が進み、多くの県有施設にも設置されている。

一方で、A E Dは高度管理医療機器^{注)}及び特定保守管理医療機器^{注)}に指定されており、適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器である。

救命救急においてA E Dが使用される際に、その管理の不備により性能を発揮できないなどの重大な事態の発生を防止するために、適切な管理を行うことなどが求められている。

このため、A E Dの管理等について、地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づき総合的に監査を行い、今後の管理の適正化に資するものとする。

注) 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(旧薬事法)」(昭和 35 年法律第 145 号)では、医療機器を次のように分類している。

高度管理医療機器

副作用又は機能の障害が生じた場合において、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、その適切な管理が必要なものとして、厚生労働大臣が指定するもの。

特定保守管理医療機器

保守点検、修理、その他の管理に専門的な知識又は技能を必要とすることから、その適正な管理が行われなければ疾病の診断、治療又は予防に重大な影響を与えるおそれがあるものとして、厚生労働大臣が指定するもの。

3 監査対象の施設

平成 29 年 11 月 1 日現在で、A E Dを設置している県の施設とした。

4 監査の実施

(1) 監査の実施時期

平成 29 年 11 月～平成 30 年 3 月

(2) 監査の着眼点

監査にあたっては、主に次の着眼点に基づき実施した。

A E Dの設置場所の表示や情報提供は、適切に行われているか。

A E Dの日常点検は、適切に行われているか。

A E D（消耗品を含む。）の購入・更新等は、計画的に行われているか。

A E Dの操作研修等の受講は、適切に行われているか。

5 監査の実施方法

(1) 書面調査

AEDを設置している137施設を対象として、平成29年11月1日現在におけるAEDの管理等の状況について、書面による調査を行った。

(2) 現地調査

書面調査の回答を踏まえ、施設の区分及び設置状況や設置台数などを考慮して、AEDを設置している137施設のうち21施設を対象として、AEDの管理等の状況について、現地調査を行った。

表1 現地調査対象施設

施設区分	設置施設数	対象施設数	対象施設名	設置台数
県立学校	45	4	佐賀西高等学校	2
			武雄高等学校	2
			高志館高等学校	1
			塩田工業高等学校	2
警察本部	15	2	小城警察署	1
			運転免許センター	1
知事部局等（県立学校及び警察本部以外）				
県庁舎等	35	4	自治修習所	1
			総合福祉センター	1
			鳥栖総合庁舎	1
			有明水産振興センター	2
公の施設 （指定管理）	21	6	吉野ヶ里歴史公園	4
			佐賀県総合運動場	4
			佐賀県北山少年自然の家	1
			佐賀県立21世紀県民の森	1
			佐賀県波戸岬少年自然の家	2
			佐賀県立宇宙科学館	1
公の施設 （直営等）	21	5	佐賀城本丸歴史館	1
			虹の松原学園	1
			高等水産講習所	1
			名護屋城博物館	1
			九州陶磁文化館	1
合 計	137	21		32

(3) 事務監査、委員監査

書面調査及び現地調査の結果を踏まえ、救急医療を所管する医務課及び県立学校を指導する教育委員会に対して、監査委員事務局職員及び監査委員による監査を実施し、指導状況等の確認を行った。

第2 AEDの設置及び管理等の概要

1 AEDの設置状況

(1) 部局等別の設置状況

県の施設を所管する部局等別でのAEDの設置状況は、表2のとおりである。

AEDを設置している施設は137施設、設置台数は163台である。設置台数別では、1台設置が120施設(87.6%)、2台設置が13施設(9.5%)、3台以上設置が4施設(2.9%)となっている。

なお、AEDを設置している施設の内訳は、資料編(21~22頁:参考1「AED設置施設一覧表」)に掲載のとおりである。

表2 AEDの設置状況(平成29年11月1日現在)

部局等名	設置施設数				設置台数
	設置台数別 内訳				
	1台	2台	3台以上		
肥前さが幕末維新博事務局	0	0	0	0	0
政策部	1	0	1	0	2
総務部	6	5	0	1	10
地域交流部	12	9	1	2	19
県民環境部	7	6	1	0	8
健康福祉部	14	14	0	0	14
産業労働部	7	7	0	0	7
農林水産部	23	21	2	0	25
県土整備部	5	3	1	1	9
教育委員会	45	39	6	0	51
出納局、東部工業用水道局、 議会事務局、各種委員会	2	2	0	0	2
警察本部	15	14	1	0	16
合計	137	120	13	4	163
全施設数に占める割合		87.6%	9.5%	2.9%	

(2) 施設利用者数別の設置状況

AEDを設置している施設における1日平均の利用者数(施設職員数を含む。以下同じ。)については、表3のとおりである。

利用者数「～49人」の施設が31施設(22.6%)と最も多く、次いで「500～999人」の施設が25施設(18.2%)、「100～199人」の施設が19施設(13.9%)となっている。

表3 施設利用者数(1日平均)別の設置施設数

利用者数 (1日平均)	設置 施設数	割合 (%)	設置台数別 内訳			設置 台数
			1台	2台	3台以上	
～49	31	22.6	28	3	0	34
50～99	15	10.9	15	0	0	15
100～199	19	13.9	19	0	0	19
200～299	11	8.0	10	1	0	12
300～399	16	11.7	12	3	0	18
400～499	10	7.3	10	0	0	10
500～999	25	18.2	21	4	0	29
1,000～	10	7.3	5	2	4	26
合 計	137		120	13	4	163

県立学校等は生徒数と施設職員数の計を利用者数としている。

(3) 設置場所及び設置方法

平成25年9月27日に厚生労働省が公表した「AEDの適正配置に関するガイドライン(一般財団法人日本救急医療財団)」(以下「ガイドライン」という。)では、AEDの施設内での配置に当たって考慮すべきこととして、

- ・ 心停止から5分以内に使用できる配置
- ・ 分かりやすい場所(入口付近、普段から目に入る場所等)への配置
- ・ 心停止のリスクがある場所(運動場、体育館等)の近くへの配置
- ・ 壊れにくく管理しやすい場所への配置

などが示されている。

各施設におけるAEDの設置場所は、表4のとおり、玄関、受付、ロビーなどの「玄関・受付等」が最も多く114台(69.9%)、次いで事務室内や執務室内などの「事務室・執務室内」が16台(9.8%)となっている。また、心停止のリスクがある運動場や体育館などの「運動場・体育館等」は11台(6.7%)となっている。

表4 AEDの設置場所

設置台数	玄関・ 受付等	事務室・ 執務室内	運動場・ 体育館等	廊下	その他
163	114	16	11	9	13
割合	69.9 %	9.8 %	6.7 %	5.5 %	8.0 %

また、ガイドラインでは、可能な限り24時間、誰もが使用できることが望ましいと示されている。

各施設において使用の際に職員を介する必要の有無は、表5のとおり、職員を介する必要があるものは36台(22.1%)、必要がないものは127台(77.9%)となっている。

なお、職員を介する必要がある理由は、盗難・紛失防止のほか救護室内に設置しているなどの設置場所に起因するものなどであった。

表5 使用の際の状況

設置台数	職員を介する必要の有無	
	有り	無し
163	36	127
割合	22.1 %	77.9 %

設置方法は、表6のとおり、収納ボックスに収納して設置しているものが145台（89.0%）、収納ボックスに収納せずに設置しているものが18台（11.0%）となっている。

収納ボックスについては、「壁掛け型」のものが87台（53.4%）、「スタンド型」のものが30台（18.4%）、受付カウンターや机の上などに置いているものなど、「その他」が28台（17.2%）となっている。

収納ボックスに収納せずに設置しているものについては、受付カウンターや机の上に置いているものや、室内で棚置きしているものなどであった。

表6 AEDの設置方法

設置台数	収納ボックスの有無				無し
	有り	壁掛け型	スタンド型	その他	
163	145	87	30	28	18
割合	89.0 %	53.4 %	18.4 %	17.2 %	11.0 %

収納ボックスに収納している145台について、収納ボックス開放時の警報音の有無については、表7のとおり、警報音が鳴るものは138台（95.2%）、鳴らないものが7台（4.8%）となっている。

なお、警報音が付属している収納ボックスであっても、警報音の周囲への影響を考慮して、敢えて鳴らないようにしているものもあった。

表7 収納ボックス開放時の警報音

収納ボックスに収納 設置している台数	警報音の有無	
	有り	無し
145	138	7
割合	95.2 %	4.8 %

(4) 設置施設の表示及び設置場所の案内表示の状況

平成27年8月25日付け厚生労働省通知（資料編：参考6「自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の有効活用等について」）では、AEDを有効に使用するための表示に係る必要な整備として、AEDが必要な時にAEDを設置している場所にたどり着けるよう、施設の入口においてはAEDの設置施設であることを示す表示（ステッカー、AEDシールの掲示等）、施設内ではAEDの設置場所（位置）まで誘導する案内表示（案内板の設置等）などの取組をするよう求められている。

A E Dの設置施設であることを示す表示の状況については、表8のとおり、131施設（95.6％）では表示されているが、6施設（4.4％）では表示されていない。

表8 設置表示の状況

設置施設数	設置施設表示の有無	
	有り	無し
137	131	6
割合	95.6 %	4.4 %

また、設置場所（位置）まで誘導する案内表示の状況は、表9のとおり、67施設（48.9％）では案内表示がされているが、70施設（51.1％）では案内表示がされていない。

表9 案内表示の状況

設置施設数	案内表示の有無	
	有り	無し
137	67	70
割合	48.9 %	51.1 %

(5) 設置情報の登録及び各施設による情報提供の状況

平成19年3月30日付け厚生労働省通知（「自動体外式除細動器（A E D）の設置者登録に係る取りまとめの協力依頼について」）では、A E Dの設置場所に関する情報を一般財団法人日本救急医療財団に登録するよう依頼がっており、同財団では、A E Dの設置場所をホームページ上で公開することで、地域の住民や救急医療に関わる機関があらかじめ地域に存在するA E Dの設置場所について把握し、必要な時にA E Dが迅速に使用できるよう、取り組んでいる。

設置情報の登録状況は、表10のとおり、108施設（78.8％）では登録が行われているが、29施設（21.2％）では登録が行われていない。

なお、登録が行われていない主な理由としては、「登録が任意のため」、「登録制度を知らなかった」というものであった。

表10 設置情報登録の状況

設置施設数	設置情報登録の有無	
	有り	無し
137	108	29
割合	78.8 %	21.2 %

また、各施設のホームページでA E Dの設置を案内するなど、設置情報提供の状況は、表 11 のとおりである。

13 施設（9.5％）ではホームページや施設案内のリーフレット等でA E Dの設置情報の提供が行われているが、124 施設（90.5％）では特段の情報提供は行われていない。

なお、県のホームページでは、A E Dを設置している県の施設を含めて、県内の市町や民間施設からの報告をもとに作成したA E D設置施設一覧が公開されている。

表 11 設置情報提供の状況

設置施設数	設置情報提供の有無	
	有り	無し
137	13	124
割合	9.5 %	90.5 %

(6) 追加設置の検討状況

A E Dの追加設置を検討している施設の状況は、表 12 のとおり、6 施設（4.4％）では検討されているが、131 施設（95.6％）では特に検討はされていない。

なお、追加設置を検討している 6 施設は、いずれも管理棟などに 1 台のみ設置している県立学校であり、体育館等への設置を検討しているものであった。

表 12 追加設置の検討状況

設置施設数	追加設置検討の有無	
	有り	無し
137	6	131
割合	4.4 %	95.6 %

2 A E Dの管理状況

(1) 点検担当者の選任（配置）状況

平成 21 年 4 月 16 日付け厚生労働省通知（資料編：参考 4 「自動体外式除細動器（A E D）の適切な管理等の実施について」）では、「A E Dの設置者等が行うべき事項等について」において、A E Dの設置者（A E Dの設置・管理について責任を有する者。施設の管理者等。）は、設置したA E Dの日常点検等を実施する者として「点検担当者」を配置し、日常点検等を実施させることが求められている。

点検担当者の選任（配置）状況は、表 13 のとおり、76 施設（55.5%）では選任（配置）されているが、61 施設（44.5%）では選任（配置）されていない。

なお、選任（配置）されていない主な理由としては、「必要性を認識していなかった」というものであった。

表 13 点検担当者の選任（配置）状況

設置施設数	選任（配置）の有無	
	有り	無し
137	76	61
割合	55.5 %	44.5 %

（2）日常点検の実施状況

平成 21 年 4 月 16 日付け厚生労働省通知では、A E D の点検担当者は日常点検として、A E D 本体のインジケータのランプの色や表示により、A E D が正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認し、記録することが求められている。

点検担当者を選任（配置）していない施設も含めた日常点検の実施状況は、表 14 のとおり、88 施設（64.2%）では実施されているが、49 施設（35.8%）では実施されておらず、その主な理由としては、「必要性を認識していなかった」というものであった。

なお、日常点検を実施している 88 施設における日常点検の実施頻度は、「毎日」が 29 施設（21.2%）に止まっており、「月 1 回以上」が 26 施設（19.0%）、「週 1 回以上」が 18 施設（13.1%）となっているなど、「毎日」以外が 59 施設（43.1%）と多くなっている。

表 14 日常点検の実施状況

設置施設数	日常点検実施の有無						
	有り	実施頻度					無し
		毎日	週 1 回以上	月 1 回以上	年 1 回以上	その他	
137	88	29	18	26	9	6	49
割合	64.2 %	21.2 %	13.1 %	19.0 %	6.6 %	4.4 %	35.8 %

また、点検結果の記録状況は、表 15 のとおり、チェック表等の点検記録簿を有している施設は 32 施設（23.4%）、有していない施設は 105 施設（76.6%）であった。

なお、点検結果を記録していない主な理由としては、「必要性を認識していなかった」というものであった。

表 15 点検結果の記録状況

設置施設数	点検記録簿の有無	
	有り	無し
137	32	105
割合	23.4 %	76.6 %

(3) A E D 本体の更新状況

医療機器については、適正な使用環境と維持管理の基に、適切な取扱いで本来の用途に使用された場合、その医療機器が設計仕様書に記された機能及び性能を維持し、使用することができる標準的な使用期限を「耐用期間」として設定されている。

A E D 機器においても、機種毎に耐用期間が設定されており、各施設に設置されている A E D 本体の耐用期間の状況は、表 16 のとおりである。

表 16 A E D 本体の耐用期間

設置台数	耐用期間		
	6 年	7 年	8 年
163	33	125	5
割合	20.2 %	76.7 %	3.1 %

A E D の製造販売会社では、耐用期間が過ぎたものは、設計仕様書に記された機能及び性能を満たすことができない可能性があるため、できる限り速やかに更新するよう推奨されている。

各施設に設置されている A E D 本体の更新状況は、表 17 のとおり、156 台（95.7%）は耐用期間内のものであったが、7 台（4.3%）は耐用期間が経過しているにもかかわらず、更新が行われていなかった。

表 17 A E D 本体の更新状況

設置台数	耐用期間での更新	
	耐用期間内	耐用期間外
163	156	7
割合	95.7 %	4.3 %

(4) 消耗品（バッテリー・電極パッド）の交換状況

平成 21 年 4 月 16 日付け厚生労働省通知では、バッテリーや電極パッドの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施するよう求められている。

バッテリーの使用期間は製品によって異なり、設置環境や使用状況によっても異なってくる。AEDは自己診断機能を有しているため、常に一定の電力を消費しており、救命処置に使用しなくともバッテリーは消耗するため、交換時期が到来した際は必ず交換する必要がある。

バッテリーの交換状況については、表 18 のとおり、158 台（96.9%）は使用期限内のものであったが、5 台（3.1%）は使用期限が経過しているにもかかわらず、交換が行われていなかった。

表 18 バッテリーの交換状況

設置台数	使用期限内での交換	
	使用期限内	使用期限外
163	158	5
割合	96.9 %	3.1 %

小児（1歳未満の乳児を含む未就学児。以下同じ。）へのAEDの使用については、成人用とは別に小児用パッドを使用する機種と本体で小児用モードに切り替えて成人・小児兼用の電極パッドを使用する機種がある。

各施設での小児への対応状況は、表 19 のとおり、小児への対応があるものが 153 台（93.9%）となっており、その内訳は小児用パッドによるものが 90 台（55.2%）、小児用モードによるものが 63 台（38.7%）となっている。

また、小児への対応がないものは 10 台（6.1%）となっており、施設の利用者や設置場所を考慮すると小児への対応が想定されない施設に設置しているものであった。

表 19 小児への対応状況

設置台数	小児対応有り	小児対応無し	
		小児用パッド	小児用モード
163	153	90	63
割合	93.9 %	55.2 %	38.7 %

電極パッドの使用期間も製品によって異なり、使用期限を過ぎると身体に貼る電極パッドの変質や接着面の乾燥が起こることがあるため、交換時期が到来した際は新しい電極パッドへの交換が必要となる。

電極パッドの交換状況については、表 20 のとおり、成人用又は成人・小児兼用では、159 台（97.5%）は使用期限内のものであったが、4 台（2.5%）は使用期限が経過しているにもかかわらず、交換が行われていなかった。また、小児用では、89 台（98.9%）は使用期限内のものであったが、1 台（1.1%）は使用期限が経過しているにもかかわらず、交換が行われていなかった。

表 20 電極パッドの交換状況

設置台数		使用期限内での交換	
		使用期限内	使用期限外
成人用又は成人・ 小児兼用のもの	163	159	4
	割合	97.5 %	2.5 %
うち小児用を有す るもの	90	89	1
	割合	98.9 %	1.1 %

また、平成 21 年 4 月 16 日付け厚生労働省通知では、製造販売業者等から交付される表示ラベルにバッテリー及び電極パッドの交換時期等を記載し、記載内容を外部から容易に確認できるように A E D 本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付けるよう求められている。

使用期限（交換時期）を記した表示ラベルの取付状況については、表 21 のとおりである。

バッテリーの使用期限（交換時期）を記した表示ラベルを取り付けているものは 148 台（90.8%）、取り付けていないものは 15 台（9.2%）であった。

電極パッドについても、表示ラベルを取り付けているものは 148 台（90.8%）、取り付けていないものは 15 台（9.2%）であった。

表 21 表示ラベルの取付状況

設置台数		表示ラベル取付の有無	
		有り	無し
バッテリー	163	148	15
	割合	90.8 %	9.2 %
電極パッド	163	148	15
	割合	90.8 %	9.2 %

3 A E Dの使用状況

平成 19 年度以降における A E D の使用実績の状況については、表 22 のとおり、4 施設（2.9%）で使用実績があった。

なお、使用事例の概要については、表 23 のとおり、県立学校では 3 校で 5 件あり、うち生徒に使用した事例が 4 件、職員に使用した事例が 1 件となっている。

また、運動施設では 1 施設で 1 件あり、利用者に使用した事例であった。

表 22 使用実績の状況（平成 19 年度以降）

設置施設数	使用実績の有無	
	有り	無し
137	4	133
割合	2.9 %	97.1 %

表 23 使用事例の概要

年度	施設区分	概要
平成 19 年度	県立学校 (A 校)	教室で授業中に生徒が心停止状態になり使用した。
平成 20 年度	県立学校 (B 校)	生徒が持病の発作のため、渡り廊下にて昏睡した際に使用した。
平成 23 年度	県立学校 (C 校)	体育の授業中に生徒が倒れた際に使用した。
	県立学校 (B 校)	部活動中にバットが胸部に直撃し、気を失った際に使用した。
平成 28 年度	運動施設	利用者がフットサルをしていた際に心停止状態になり使用した。
平成 29 年度	県立学校 (B 校)	職員室で職員が発作により昏睡した際に使用した。

4 操作研修等の受講状況

(1) 点検担当者の受講状況

平成 21 年 4 月 16 日付け厚生労働省通知及び Q & A では、点検担当者は特段の資格を必要としないが、A E D の使用に関する講習を受講した者であることが望ましいとされている。

点検担当者を選任（配置）している 76 施設において、平成 26 年度以降における点検担当者の操作研修等受講状況は、表 24 のとおりである。

操作研修等を受講している施設は 62 施設（81.6%）、受講していない施設は 14 施設（18.4%）となっている。

表 24 点検担当者の操作研修等受講状況（平成 26 年度以降）

点検担当者を設置 している施設数	操作研修等の受講の有無	
	有り	無し
76	62	14
割合	81.6 %	18.4 %

（２）施設職員の受講状況

平成 16 年 7 月 1 日付け厚生労働省通知では、A E D の使用に関する講習については、救命の現場に居合わせて A E D を使用する一般市民が心停止者の安全を確保した上で積極的に救命に取り組むため、その受講が推奨されている。

県庁本庁舎を除く施設において、平成 26 年度以降における施設職員（点検担当者を含む。以下同じ。）の操作研修等（e ラーニングを含む。以下同じ）及び操作研修等の受講者のうち心肺蘇生法や A E D 操作の実技研修の受講状況について、施設区分別の受講割合（受講者の合計の割合）は、表 25 のとおりである。

操作研修等では、「県立学校」が 69.5% と最も高く、次に「警察本部」が 55.9% となっている。

また、実技研修では、「県立学校」が 62.9% と最も高く、次に「警察本部」の 50.4% となっている。

表 25 施設区分別の受講割合（受講者の合計の割合）

施設区分		県立学校	警察本部	知事部局等	全体
受講割合	操作研修等	69.5 %	55.9 %	39.0 %	55.7 %
	実技研修	62.9 %	50.4 %	32.1 %	49.2 %

「受講割合」は、施設区分別に施設職員数の合計に占める受講者数の合計の割合を算出している。

「知事部局等」は、県庁本庁舎（本館、旧館、南館）を除いている。

操作研修等の受講状況（受講者の割合）については、表 26 のとおりである。

施設職員に占める受講者の割合が 50%以上の施設は、全体では 81 施設（59.6%）となっており、施設区分別にみると、県立学校では 7 割以上、警察本部では 8 割以上を占めているが、知事部局等では 5 割を切っており、受講者が皆無の施設が 9 施設あった。

表 26 操作研修等の受講状況（受講者の割合）

受講割合 （％）	全体		県立学校		警察本部		知事部局等	
	施設数	割合 （％）	施設数	割合 （％）	施設数	割合 （％）	施設数	割合 （％）
0	9	6.6	0	0.0	0	0.0	9	11.8
1～49	46	33.8	13	28.9	2	13.3	31	40.8
0～49 計	55	40.4	13	28.9	2	13.3	34	52.6
50～99	61	44.9	21	46.7	11	73.3	29	38.2
100	20	14.7	11	24.4	2	13.3	7	9.2
50～100 計	81	59.6	32	71.1	13	86.7	42	47.4
合計	136		45		15		76	

「知事部局等」は、県庁本庁舎（本館、旧館、南館）を除いている。

実技研修の受講状況（実技受講者の割合）については、表 27 のとおりである。

施設職員に占める実技受講者の割合が 50%以上の施設は、全体では 68 施設（50.0%）となっており、施設区分別にみると、県立学校では 6 割以上、警察本部では 7 割以上を占めているが、知事部局等では 4 割を切っており、受講者が皆無の施設が 13 施設となっている。

表 27 実技研修の受講状況（実技受講者の割合）

受講割合 （％）	全体		県立学校		警察本部		知事部局等	
	施設数	割合 （％）	施設数	割合 （％）	施設数	割合 （％）	施設数	割合 （％）
0	13	9.6	0	0.0	0	0.0	13	17.1
1～49	55	40.4	16	35.6	4	26.7	35	46.1
0～49 計	68	50.0	16	35.6	4	26.7	48	63.2
50～99	53	39.0	22	48.9	9	60.0	22	28.9
100	15	11.0	7	15.6	2	13.3	6	7.9
50～100 計	68	50.0	29	64.4	11	73.3	28	36.8
合計	136		45		15		76	

「知事部局等」は、県庁本庁舎（本館、旧館、南館）を除いている。

第3 監査結果及び意見

今年度の行政監査は、「自動体外式除細動器（AED）の管理等について」をテーマとして、書面調査、現地調査及び監査を実施した結果、以下のとおり、不十分な事例や検討を要する点が認められた。

1 設置施設の表示及び設置場所の案内表示について

平成27年8月25日付け厚生労働省通知では、AEDが必要な時にAEDを設置している場所にたどり着けるよう、施設の入口での表示や施設内での設置場所への案内表示が求められている。

AEDの設置施設であることを示す表示がされていない施設が6施設（4.4%）、設置場所（位置）まで誘導する案内表示がされていない施設が70施設（51.1%）あった。

施設利用者等がAEDの設置施設であることや施設の何処に設置されているかを容易に確認できるよう、敷地や建物の入口等への設置表示及び主要箇所等での設置場所（位置）の案内表示に努められたい。

2 設置情報の登録及び各施設による情報提供について

（設置情報の登録について）

平成19年3月30日付け厚生労働省通知では、一般財団法人日本救急医療財団のホームページ（AEDマップ）でAEDの設置場所が公開されることで、地域の住民や救急医療に関わる機関があらかじめ地域に存在するAEDの設置場所について把握し、必要な時にAEDが迅速に使用できるようになるよう、AEDの設置場所に関する情報を同財団に登録することが求められている。

設置情報の登録が行われていない施設が29施設（21.2%）あったほか、登録は行われているものの登録情報が十分でないもの、更新により登録が重複しているもの、AEDマップでの設置位置が正確ではないものなどが、数多く見られた。

地域の住民や救急医療に関わる機関があらかじめ地域に存在するAEDの設置場所について把握し、必要な時にAEDが迅速に使用できることになるよう、未登録の施設においては、公的な施設として、積極的に登録・公開に協力されたい。

また、既に登録している施設においては、登録内容の確認を行い、より正確な登録情報となるよう努められたい。

（設置情報の提供について）

各施設独自のホームページやリーフレット等で施設案内として、AED設置情報の提供を行っている施設は13施設（9.5%）に止まっている。

特に運動施設においては、AEDの設置が合宿場所の選考の要素の一つとなっているとの声もあり、積極的な掲載について検討されたい。

また、県のホームページでは、県内の市町、民間施設からの報告をもとにAED

設置施設一覧が公開されており、その中には県の施設も掲載されているが、当該情報はAED設置時に登録されたままで、その後の登録内容の更新が十分に行われていないので、確認を行い必要に応じて更新されたい。

3 施設内での配置及び追加設置の検討について

ガイドラインでは、AEDの施設内での配置に当たって考慮すべきこととして、心停止から5分以内に使用できる配置、分かりやすい場所への配置、心停止のリスクがある場所への配置などが示されている。

各施設におけるAEDの設置場所は、玄関、受付、ロビーなどの多くの人が通り、設置されていることが認識されやすい場所が最も多くなっていた。

各施設においては、ガイドラインを踏まえ、心停止のリスクが高い場所を念頭に置いた配置等について、再確認を行われたい。

特に学校については、ガイドラインにおいて、最もAEDの設置が求められる施設の一つとされ、放課後のクラブ活動等におけるアクセスを重視して、体育館や運動場などの運動施設に優先配置することや、広い学校内において心停止発生から5分以内の除細動を可能とするために複数台のAEDを設置することが必要とされている。

県立学校においても、分かりやすく、管理もしやすい場所である管理棟玄関などに配置している学校が多くなっているが、心停止のリスクを考慮して、体育館に優先して配置している学校や2台目を体育館や運動場のそばに配置している学校があったほか、体育館等への追加設置を検討している学校もあった。

教育委員会においては、県立学校での効果的かつ効率的な設置のため、配置場所の検証や追加設置について検討されたい。

4 点検担当者の選任（配置）について

平成21年4月16日付け厚生労働省通知では、AEDの設置者（施設の管理者等）は、設置したAEDの日常点検等を実施する者として「点検担当者」を配置し、日常点検等を実施させることが求められている。

点検担当者を選任（配置）していない施設が61施設（44.5%）となっており、選任（配置）していない理由としては、その必要性について認識がないものがほとんどを占めていた。

選任していない施設においては、今回の監査を契機として、施設の職員体制等を踏まえて、点検担当者の当番制、複数人の配置も選択肢として考慮しつつ、点検担当者を選任されたい。

5 日常点検の実施について

平成21年4月16日付け厚生労働省通知では、AEDの点検担当者は日常点検として、AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用

可能な状態を示していることを日常的に確認し、記録することが求められているが、日常点検を「毎日」行っている施設は 29 施設（21.2%）に止まっている。

また、点検結果の記録については、チェック表等の点検記録簿を有していない施設が 105 施設（76.6%）となっており、その必要性を認識していない施設がほとんどである。

AEDの製造販売会社においても、日常点検の実施、記録を求めており、休日などでAEDを使用しないことが明らかな時を除き、点検・記録を日常的に行われたい。

なお、「AEDの適切な管理等の実施に係るQ & A」（平成 21 年 4 月 16 日、厚生労働省。）では、直近の 1 ヶ月程度を目安に記録を保管することが望ましいとされているので、点検記録の保管についても適切に行われたい。

6 本体の更新及び消耗品（バッテリー・電極パッド）の交換について （本体の更新について）

AED本体については、耐用期間内のものがほとんどであったが、耐用期間が経過しているものが 7 台（4.3%）あった。

バッテリーは交換されていたため、直ちに使用できない状況にあるものは確認されなかったが、耐用期間が経過したものについては、更新を行われたい。

（消耗品（バッテリー・電極パッド）の交換について）

平成 21 年 4 月 16 日付け厚生労働省通知では、消耗品の交換時期等を記載した表示ラベルを、外部から容易に確認できるように AED 本体又は収納ケース等に取り付けるよう求められているが、表示ラベルを取り付けていないものが、バッテリーと電極パッドで各 15 台（9.2%）あった。

また、実際の消耗品の交換については、製造販売業者から交換のお知らせが行われていることもあり、使用期限内のものがほとんどであったが、使用期限を経過しているものがバッテリーで 5 台（3.1%）、電極パッド（成人用又は成人・小児兼用）でも 4 台（2.5%）あった。

使用期限を大幅に経過しているものはなかったが、正常に作動しない場合や十分な効果が得られない場合も有り得るので、表示ラベルに次回の交換時期を記載し、使用期限内での交換を適切に行われたい。

7 操作研修等の受講について

平成 16 年 7 月 1 日付け厚生労働省通知では、「自動体外式除細動器（AED）を使用する非医療従事者（一般市民）に対する講習」については、概ね 2 年の間隔で定期的な再講習が望ましいとされている。

県庁本庁舎を除く施設において、平成 26 年度以降における施設職員の操作研修等の受講状況（受講者の割合）は、全体では約 56%となっており、特に県立学校での受講割合が約 70%と高いことが全体の割合を高めている。

また、心肺蘇生法やA E D操作の実技研修の受講状況（実技受講者の割合）は、全体では約49%となっており、操作研修等と同様に、県立学校での受講割合が約63%と高いことが全体の割合を高めている。

知事部局等においては、操作研修等の受講割合が約39%、実技研修の受講割合が約32%と低だけでなく、実技研修の受講者が皆無の施設は13施設もあった。

研修の受講が不十分な施設においては、職員が定期的に実技を含めた研修を受けられるよう配慮されたい。

8 全庁的な指導等について

本県では、平成17年9月に策定された「県有施設A E D整備方針」に基づき、医務課を担当課として平成18年度にA E Dの一括調達・整備が行われ、また、消防防災課を担当課として、全職員向けの研修が行われた。

「県有施設A E D整備方針」は平成23年3月までを計画期間としており、既に、期間を経過しているが、その後の方針などは特に策定されておらず、当時の担当課も県のホームページに一般県民向けの情報を掲載しているものの、法令に基づく指導根拠や指導基準がないことから、A E Dに関し、指導的役割を担う所属が明確になっていない。

その結果、県立学校及び警察本部では本庁の所管課による一定の関与はあるものの、基本的にはA E Dの整備・運用並びに職員の研修は、各所属の判断に委ねられている。

日常点検等の実施状況は不十分なものとなっており、特に組織的な関与がほとんどない知事部局等では、A E D本体の耐用期間や消耗品（バッテリー・電極パッド）の使用期限が経過しているものがあるなど、管理レベルが低い。

救急医療を所管する医務課にあっては、A E Dを設置する県の施設を所管する所属に対して、厚生労働省通知等の周知、継続的な注意喚起を積極的に行い、応急手当の普及啓発を所管する消防防災課にあっては、職員の定期的な研修受講について工夫されたい。

9 まとめ

A E Dは、平成16年7月から医師や救急救命士以外でも使用できるようになったことから、医療機関だけでなく公共施設等を中心に普及が進んでいる。

「平成29年版 救急・救助の現況」（総務省消防庁）では、平成28年中に一般市民が目撃した心臓に原因がある心肺機能停止傷病者のうち、一般市民により除細動が実施された傷病者の1ヵ月後の生存率は、実施されなかった傷病者と比較すると約4.7倍高くなっている。

このように、A E Dは救命活動において大変有用なものであるが、A E Dの管理等を怠ったことにより、A E Dを有効に使用できなかった事例も全国では過去に発生している。

県の施設においては、平成 18 年度以降設置が進み、現在では設置が必要である施設へは、概ね整備されているが、使用できないなどの事故を未然に防ぐためには、その設置状況や管理等の状況を検証する必要があることから、今回監査を実施した。

その結果、A E Dを設置する施設では、現に使用できない状態にあるA E Dは確認されず、全体的には概ね適切な管理が行われていると思われるが、既に指摘したとおり、直ちに支障があるものではないものの、日常点検や研修受講などでは不十分な事例や検討を要する点が認められた。

A E Dを設置している県の施設においては、その管理や研修について、国からの通知等に基づき、日頃から適切に行うよう努められたい。

今回の監査が県の各機関において十分に活かされ、県の施設における心停止者に対する対応が、迅速かつ適切に行われることを切に望むものである。

資料編

参考 1

【AED設置施設一覧表】

平成 29 年 11 月 1 日時点

部局等名	設置施設名	部局等名	設置施設名	
政策部	消防学校		九千部学園	
総務部	県庁舎（新館、旧館、南館）	健康福祉部	虹の松原学園	
	自治修習所		総合看護学院	
	佐賀総合庁舎		精神保健福祉センター	
	佐賀県税事務所 自動車税課		食肉衛生検査所	
	唐津総合庁舎	産業労働部	九州シンクロトロン光研究センター	
	武雄総合庁舎		唐津港沿岸物市場	
地域交流部	佐賀県立宇宙科学館		唐津港まき網市場	
	佐賀県総合運動場		窯業技術センター	
	佐賀県総合体育館		工業技術センター	
	市村記念体育館		諸富デザインセンター	
	佐賀県ヨットハーバー		産業技術学院	
	勤労身体障害者教養文化体育館		農林水産部	佐賀県射撃研修センター
	九州佐賀国際空港（公園、多目的広場を含む）			食肉センター
	博物館・美術館			佐賀県立 21 世紀県民の森
	吉野ヶ里遺跡展示室	東部農林事務所		
	九州陶磁文化館	三神農業改良普及センター		
	名護屋城博物館	伊万里総合庁舎		
	佐賀城本丸歴史館	杵藤農林事務所		
県民環境部	佐賀県北山少年自然の家	杵島農業改良普及センター		
	佐賀県黒髪少年自然の家	上場営農センター		
	佐賀県波戸岬少年自然の家	農業試験研究センター 本場		
	佐賀県解放会館	農業試験研究センター 三瀬分場		
	玄海国定公園（鏡山）	農業試験研究センター 白石分場		
	北山国民休養地	農業大学校		
	佐賀県立図書館	果樹試験場		
健康福祉部	佐賀県在宅生活サポートセンター	茶業試験場		
	佐賀県聴覚障害者サポートセンター	畜産試験場		
	佐賀県立点字図書館	中部家畜保健衛生所		
	佐賀県立男女共同参画センター	北部家畜保健衛生所		
	佐賀県ひとり親サポートセンター	西部家畜保健衛生所		
	佐賀県衛生合同庁舎	玄海水産振興センター		
	唐津保健福祉事務所	高等水産講習所		
	総合福祉センター	有明水産振興センター		
	療育支援センター	林業試験場		

【AED設置施設一覧表】

平成 29 年 11 月 1 日時点

部局等名	設置施設名	部局等名	設置施設名	
県土整備部	佐賀城公園	教育委員会	唐津工業高等学校	
	森林公園		塩田工業高等学校	
	吉野ヶ里歴史公園		佐賀商業高等学校	
	佐賀土木事務所		伊万里商業高等学校	
	鳥栖総合庁舎		嬉野高等学校	
出納局、東部工業用水道局、議会事務局、各種委員会	東部工業用水道管理事務所		杵島商業高等学校	
	県議会棟		唐津商業高等学校	
教育委員会	佐賀西高等学校		鹿島実業高等学校	
	佐賀東高等学校		鳥栖商業高等学校	
	佐賀北高等学校		盲学校	
	唐津東高等学校（中学校と共用）		ろう学校	
	唐津西高等学校		金立特別支援学校	
	伊万里高等学校		大和特別支援学校	
	小城高等学校		中原特別支援学校	
	牛津高等学校		伊万里特別支援学校	
	武雄高等学校		唐津特別支援学校	
	鹿島高等学校		うれしの特別支援学校	
	鳥栖高等学校（中学校と共用）		武雄青陵中学校	
	三養基高等学校		警察本部	警察本部（本庁舎、体育館）
	神埼高等学校			運転免許センター
	白石高等学校	運転免許試験場		
	厳木高等学校	機動隊		
	太良高等学校	警察学校		
	致遠館高等学校（中学校と共用）	佐賀南警察署		
	唐津青翔高等学校	佐賀北警察署		
	高志館高等学校	神埼警察署		
	神埼清明高等学校	鳥栖警察署		
	伊万里農林高等学校	小城警察署		
	佐賀農業高等学校	唐津警察署		
	唐津南高等学校	伊万里警察署		
	佐賀工業高等学校	武雄警察署		
	鳥栖工業高等学校	白石警察署		
	多久高等学校	鹿島警察署		
	有田工業高等学校			計 137 施設

参考 2

【現地調査結果一覧表】

着眼点 / 調査項目	県立学校				警察本部		知事部局等				
	佐賀西高等学校	武雄高等学校	高志館高等学校	塩田工業高等学校	小城警察署	運転免許センター	県庁舎等				有明水産振興センター
							自治修習所	総合福祉センター	鳥栖総合庁舎		
A E D の設置場所の表示や情報提供は、適切に行われているか。											
1 設置施設の表示の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有
2 設置場所の案内表示の有無	有	有	無	有	無	無	有	無	有	無	無
3 設置情報登録の有無	有	有	有	有	無	有	有	有	有	有	有
4 設置場所の情報提供の有無	無	無	無	有	無	無	無	無	無	無	無
A E D の日常点検は、適切に行われているか。											
1 点検担当者の選任（配置）の有無	有	無	有	無	有	有	有	無	無	無	無
2 日常点検(インジケータのランプの色や表示の確認)の実施の有無	有	有	有	無	有	有	有	無	無	無	無
3 日常点検の実施の頻度	月 1回	年 1回	毎日	-	年 1回	年 1回	週 1回	-	-	-	-
4 点検記録簿の有無	有	無	有	無	無	無	有	無	無	無	無
5 点検記録簿の保管期間	5年	-	1年	-	-	-	定め 無し	-	-	-	-
A E D（消耗品を含む。）の購入・更新等は、計画的に行われているか。											
1 設置台数（台）	2	2	1	2	1	1	1	1	1	1	2
2 本体の耐用期間内での更新の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有
3 バッテリーの使用期限内での交換の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有
4 バッテリーの使用期限（交換時期）の表示の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有
5 電極パッドの使用期限内での交換の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有
6 電極パッドの使用期限（交換時期）の表示の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有
A E D の操作研修等の受講は、適切に行われているか。（平成 26 年度以降の受講）											
1 点検担当者の受講の有無	有	-	有	-	有	有	無	-	-	-	-
2 施設職員数に占める操作研修等の受講者数の割合（％）	87.3	100	100	100	92.7	82.9	3.6	45.2	51.8	36.0	
3 施設職員数に占める操作研修等での実技受講者数の割合（％）	74.6	100	100	94.7	92.7	82.9	3.6	37.0	33.9	36.0	
4 救急処置体制の有無	有	有	有	有	有	有	無	無	無	無	無

表中、「-」はその調査項目が該当しないものである。

【現地調査結果一覧表】

着眼点 / 調査項目	知事部局等											
	公の施設（指定管理）						公の施設（直営等）					
	吉野ヶ里歴史公園	佐賀県総合運動場	佐賀県北山少年自然の家	民の森	佐賀県立21世紀民の森	佐賀県立宇宙科学館	佐賀県波戸岬少年自然の家	佐賀城本丸歴史史館	虹の松原学園	高等水産講習所	名護屋城博物館	九州陶磁文化館
A E Dの設置場所の表示や情報提供は、適切に行われているか。												
1 設置施設の表示の有無	有	有	有	有	有	有	無	有	有	無	有	
2 設置場所の案内表示の有無	有	無	無	有	有	有	無	有	無	無	有	
3 設置情報登録の有無	無	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	
4 設置場所の情報提供の有無	有	無	無	無	無	有	無	無	無	無	無	
A E Dの日常点検は、適切に行われているか。												
1 点検担当者の選任（配置）の有無	有	有	有	無	有	有	無	有	有	無	有	
2 日常点検（インジケータのランプの色や表示の確認）の実施の有無	有	有	有	無	有	有	無	有	有	無	有	
3 日常点検の実施の頻度	月1回	毎日	毎日	-	毎日	毎日	-	週1回	月数回	-	年1回	
4 点検記録簿の有無	有	有	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
5 点検記録簿の保管期間	-	1年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
A E D（消耗品を含む。）の購入・更新等は、計画的に行われているか。												
1 設置台数（台）	4	4	1	1	2	1	1	1	1	1	1	
2 本体の耐用期間内での更新の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有	無	無	
3 バッテリーの使用期限内での交換の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	
4 バッテリーの使用期限（交換時期）の表示の有無	一部無	無	有	有	有	有	無	有	有	有	有	
5 電極パッドの使用期限内での交換の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	
6 電極パッドの使用期限（交換時期）の表示の有無	一部無	無	有	有	有	有	有	有	有	有	有	
A E Dの操作研修等の受講は、適切に行われているか。（平成26年度以降の受講）												
1 点検担当者の受講の有無	有	有	有	-	有	有	-	有	有	-	有	
2 施設職員数に占める操作研修等の受講者数の割合（％）	51.5	100	75.0	100	92.9	56.5	20.0	57.6	50.0	47.4	66.7	
3 施設職員数に占める操作研修等での実技受講者数の割合（％）	51.5	100	75.0	100	92.9	56.5	20.0	33.3	50.0	36.8	66.7	
4 救急処置体制の有無	有	無	有	無	有	有	無	無	無	無	無	

表中、「-」はその調査項目が該当しないものである。

参考3

非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について

（平成16年7月1日）

（医政発第0701001号）

最終改正（平成25年9月27日）

（医政発0927第10号）

（各都道府県知事あて厚生労働省医政局長通知）

救急医療、特に病院前救護の充実強化のための医師並びに看護師及び救急救命士（以下「有資格者」という。）以外の者による自動体外式除細動器（Automated External Defibrillators。以下「AED」という。）の使用に関しては、平成15年11月から、「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用のあり方検討会」を開催し、救急蘇生の観点からみた非医療従事者によるAEDの使用条件のあり方等について検討してきたところ、このほど別添のとおり報告書（以下「報告書」という。）が取りまとめられた。

非医療従事者によるAEDの使用については、報告書を踏まえ取扱うものであるため、貴職におかれてはその内容について了知いただくとともに、当面、下記の点に留意いただき、管内の市町村（特別区を含む。）関係機関、関係団体に周知するとともに、特にAEDの使用に関し、職域や教育現場で実施される講習も含め、多様な実施主体により対象者の特性を踏まえた講習が実施される等により、AEDの使用に関する理解が国民各層に幅広く行き渡るよう取り組みいただくほか、非医療従事者がAEDを使用した場合の効果について、救急搬送に係る事後検証の仕組みの中での的確に把握し、検証するよう努めていただくようお願いする。

記

1 AEDを用いた除細動の医行為該当性

心室細動及び無脈性心室頻拍による心停止者（以下「心停止者」という。）に対するAEDの使用については、医行為に該当するものであり、医師でない者が反復継続する意思をもって行えば、基本的には医師法（昭和23年法律第201号）第17条違反となるものであること。

2 非医療従事者によるAEDの使用について

救命の現場に居合わせた一般市民（報告書第3の3の（4）「講習対象者の活動領域等に応じた講習内容の創意工夫」にいう「業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定されている者」に該当しない者をいうものとする。以下同じ。）がAEDを用いることには、一般的に反復継続性が認められず、同条違反にはならないものと考えられること。

一方、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待、想定されている者については、平成15年9月12日構造改革特区推進本部の決定として示された、非医療従事者がAEDを用いても医師法違反とならないものとされるための4

つの条件、すなわち、

医師等を探す努力をしても見つからない等、医師等による速やかな対応を得ることが困難であること

使用者が、対象者の意識、呼吸がないことを確認していること

使用者が、A E D使用に必要な講習を受けていること

使用されるA E Dが医療用具として薬事法上の承認を得ていること

については、報告書第2に示す考え方に沿って、報告書第3の通り具体化されたものであり、これによるものとする。

3 一般市民を対象とした講習

A E Dの使用に関する講習については、救命の現場に居合わせてA E Dを使用する一般市民が心停止者の安全を確保した上で積極的に救命に取り組むため、その受講が勧奨されるものであること。

講習の内容及び時間数については、別添1によることが適当であること。

なお、講習の実施に当たっては、受講する者に過度の負担を生じさせることなく、より多くの国民にA E Dの使用を普及させる観点から、講師の人選、生徒数、実習に用いるA E Dの数を工夫の上、講義と実習を組み合わせることにより、概ね3時間程度で、必要な内容について、効果的な知識・技能の修得に努めること。また、短時間で習得することのできる入門講習も積極的に活用すること。

4 業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者を対象に実施される講習

報告書第3の3の(4)において、「非医療従事者のうち、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者を対象に実施される講習」は、「その活動領域の特性や、実施の可能性の高さ、それまでの基本的心肺蘇生処置の習得状況などに応じた適切な内容を盛り込んだ講習を行うことが期待される」とされていることを踏まえて、その講習の内容について別添2の通りとすること。特に、救急対応の義務のある業務に従事する者に対する講習は、当該講習の内容を満たすものであること。

5 講師養成のための講習

報告書第3の3の(2)において、自動体外式除細動器の使用に関する講習の講師について、「地方公共団体の消防担当部局や公的な団体が実施する一定の講習プログラムを修了した非医療従事者が、一般市民を対象とした基本的心肺蘇生処置の指導員となり、これまでも講習のすそ野を広げることに貢献している実績に鑑み、自動体外式除細動器の使用に関する教授法を含む指導教育プログラムを修了した者も講師として活用すべき」とされているほか、「公的な団体において、関係学会等の協力を得て、講師養成のための指導教育プログラムを作成し、その普及を図ることが適当である」とされていることを踏まえて、その講師養成のための講習の内容については、別添3の通りとすること。また、当該講習の内容を修了した者も講師とし

て活用するものであること。

6 効果の検証

非医療従事者がAEDを使用した場合の効果について、救急搬送に係る事後検証の仕組みの中で、的確に把握し、検証するよう努めるものとし、その際、「メディカルコントロール体制の充実強化について（平成15年3月26日付消防庁救急救助課長、厚生労働省医政局指導課長通知）」により、庁内関係部局間の連携を密に、事後検証体制の確立に引き続き努めること。

7 その他

- (1) 別添2及び3の講習の内容及びその実施について、基本的心肺蘇生処置及び自動体外式除細動器の使用に関し十分な知識・経験を有する医師による指導又は助言を適宜得ること。
- (2) 講習内容は、各講習の受講者が身につけるべき最低限の内容であるので、当該講習の内容について必要に応じて充実を図ることや、各団体等が実施している応急手当等の講習内容に組み入れることについては、差し支えないものであること。
- (3) 事後検証の結果等を踏まえて、講習の内容やあり方について、関係学会等の協力を得て、公的な団体で適宜見直していくものであること。

(別添1)【一部抜粋】

自動体外式除細動器(AED)を使用する非医療従事者(一般市民)に対する講習

【一般目標】

- 1 救命の連鎖と早期除細動の重要性を理解する
- 2 効果的な心肺蘇生が実施できる
- 3 正しくAEDを作動させ、安全に使用できる

【講習内容】

～省略～

【留意事項】

講習対象者に応じたシナリオの作成等、講習内容の創意工夫をおこなうこと。

心肺蘇生とAED使用方法のシナリオは小児(乳児を除く)への対応が包括されること。

概ね2年の間隔で定期的な再講習が望ましいこと。

効果的かつ質の高い実習を行うために、受講者と用いる教材・機材等の配置については5:1以内が望ましいこと。

効果的かつ質の高い実習を行うために、受講者と指導者の配置については10:1以内が望ましいこと。講習時間については、到達目標に達することを前提として教材・機材や指導者数により柔軟に対応すること。

(別添2～3) ……【省略】

(報告書) ……【省略】

参考 4

自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について

（注意喚起及び関係団体への周知依頼）

（平成 21 年 4 月 16 日）

（医政発第 0416001 号・薬食発第 0416001 号）

（各都府県知事あて厚生労働省医政局長・医薬食品局長連名通知）

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、平成 16 年 7 月 1 日付け医政発第 0701001 号厚生労働省医政局長通知「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」において、救命の現場に居合わせた市民による使用についてその取扱いを示したところですが、これを機に医療機関内のみならず学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に、国内において急速に普及しております。

一方で、AED は、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器です。

これらを踏まえ、救命救急において AED が使用される際に、その管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するためには、これまで以上に AED の適切な管理等を徹底することが重要であることから、貴職におかれては、下記の事項について、御協力いただくようお願いいたします。

なお、別添 1 のとおり、AED の各製造販売業者に対して、AED の設置者等が円滑に本対策を実施するために必要な資材の提供や関連する情報の提供等を指示するとともに、別添 2 のとおり、各省庁等に対して、各省庁等が設置・管理する AED の適切な管理等の実施と各省庁等が所管する関係団体への周知を依頼したことを申し添えます。

記

1. AED の適切な管理等について、AED の設置者等が行うべき事項等を別紙のとおり整理したので、その内容について御了知いただくとともに、各都道府県の庁舎（出先機関を含む。）都道府県立の学校、医療機関、交通機関等において各都道府県が設置・管理している AED の適切な管理等を徹底すること。
2. 貴管下の各市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して、各市町村の庁舎（出先機関を含む。）及び市町村立の学校、医療機関、交通機関等において各市町村が設置・管理している AED の適切な管理等が徹底されるよう本通知の内容について周知すること。
3. 貴管下の学校、医療機関、交通機関、商業施設等の関係団体に対して、民間の学校、医療機関、交通機関、商業施設等において当該関係団体及びその会員が設置・管理している AED の適切な管理等が徹底されるよう本通知の内容について周知すること。

4 .各市町村及び関係団体との協力・連携の下、A E Dの更なる普及のための啓発を行う際には、A E Dの適切な管理等の重要性についても幅広く周知すること。

5 .各都道府県、各市町村、関係団体等が実施するA E Dの使用に関する講習会において、A E Dの適切な管理等の重要性についても伝えること。

(別添 1 ~ 2) . . . 【省略】

別紙

A E Dの設置者等が行うべき事項等について

1 .点検担当者の配置について

A E Dの設置者 (A E Dの設置・管理について責任を有する者。施設の管理者等。) は、設置したA E Dの日常点検等を実施する者として「点検担当者」を配置し、日常点検等を実施させて下さい。

なお、設置施設の規模や設置台数等から、設置者自らが日常点検等が可能な場合には、設置者が点検担当者として日常点検等を実施しても差し支えありません。点検担当者は複数の者による当番制とすることで差し支えありません。

また、特段の資格を必要とはしませんが、A E Dの使用に関する講習を受講した者であることが望ましいです。

2 .点検担当者の役割等について

A E Dの点検担当者は、A E Dの日常点検等として以下の事項を実施して下さい。

1) 日常点検の実施

A E D本体のインジケータのランプの色や表示により、A E Dが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認し、記録して下さい。

なお、この際にインジケータが異常を示していた場合には、取扱説明書に従い対処を行い、必要に応じて、速やかに製造販売業者、販売業者又は賃貸業者 (以下「製造販売業者等」という。) に連絡して、点検を依頼して下さい。

2) 表示ラベルによる消耗品の管理

製造販売業者等から交付される表示ラベルに電極パッド及びバッテリーの交換時期等を記載し、記載内容を外部から容易に確認できるようにA E D本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、この記載を基に電極パッドやバッテリーの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施して下さい。

なお、今後新規に購入するA E Dについては、販売時に製造販売業者等が必要事項を記載した表示ラベルを取り付けることとしています。

3) 消耗品交換時の対応

電極パッドやバッテリーの交換を実施する際には、新たな電極パッド等に添付された新しい表示ラベルやシール等を使用し、次回の交換時期等を記載した上で、AEDに取り付けて下さい。

3. AEDの保守契約による管理等の委託について

AEDの購入者又は設置者は、AEDの販売業者や修理業者等と保守契約を結び、設置されたAEDの管理等を委託して差し支えありません。

4. AEDの設置情報登録について

AEDの設置情報登録については、平成19年3月30日付け医政発第0330007号厚生労働省医政局指導課長通知「自動体外式除細動器(AED)の設置者登録に係る取りまとめの協力依頼について」において、AEDの設置場所に関する情報を製造販売業者等を通じて財団法人日本救急医療財団に登録いただくよう依頼しているところです。

同財団では、AEDの設置場所について公表を同意いただいた場合には、AEDの設置場所をホームページ上で公開することで、地域の住民や救急医療に関わる機関があらかじめ地域に存在するAEDの設置場所について把握し、必要な時にAEDが迅速に使用できるよう、取り組んでおります。

また、AEDに重大な不具合が発見され、回収等がなされる場合に、設置者等が製造販売業者から迅速・確実に情報が得られるようにするためにも、設置場所を登録していない、又は変更した場合には、製造販売業者等を通じて同財団への登録を積極的に実施するようお願いいたします。

なお、AEDを家庭や事業所内に設置している場合等では、AEDの設置場所に関する情報を非公開とすることも可能です。

(参考) AED設置場所検索(財団法人日本救急医療財団ホームページ)URL

<http://www.qqzaidan.jp/AED/aed.htm>

参考5

自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（再周知）

（平成25年9月27日）

（医政発0927第6号・薬食発0927第1号）

（各都道府県知事あて厚生労働省医政局長・医薬食品局長連名通知）

自動体外式除細器（以下「AED」という。）については、救命救急で使用される際に、管理の不備により性能を発揮できないなどの重大な事態の発生を防止するため、「自動体外式除細器（AED）の適切な管理等の実施について」（平成21年4月16日付け医政発第0416001号、薬食発第0416001号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知。以下「21年通知」という。）により、適切な管理方法を周知し、協力をお願いしています。

今般、AEDの製造販売業者にアンケート調査を行った結果、適切な維持管理が行われていない原因として、点検担当者の変更や時間の経過による維持管理への意識の低下などが挙げられています（別紙）。また、「AEDの設置拡大、適切な管理等について（あっせん）」（平成25年3月26日付け総評相第64号）で、21年通知の発出以降も、一部のAEDの維持管理が適切に行われていない実態が指摘されています。

このため、AEDの管理者が消耗品の適切な交換など維持管理の方法を十分に理解し、日頃から意識するよう、貴管下の各関係団体等に対し、21年通知の再度の周知徹底をお願いいたします。その際、AEDが民間企業や集合住宅等にまで広く普及している現状を踏まえ、一般広報等の活用も検討をお願いいたします。

また、AEDの製造販売業者や販売業者・賃貸業者が提供する日常点検の受託業務や維持管理の補助の各種サービスを活用することも有効と考えられるので、必要に応じて活用することも検討をお願いいたします。

なお、本通知の写しを、関係省庁等に対し通知したことを申し添えます。

（別紙）

AEDの維持管理に関する製造販売業者に対するアンケート調査結果（概要）

1. アンケート調査の趣旨

設置されたAEDの維持管理は、購入者又は設置者が行っているが、日頃から消耗品の交換など適切な維持管理が行われているかどうか、製造販売業者にアンケート調査を行い、適切な維持管理の普及啓発に役立てることとしたもの。

2. 調査方法

- ・国内でAEDを製造販売する製造販売業者（全6社）を対象とした。
- ・平成25年6月末にアンケートを配付し、8月に集計を行った。
- ・AEDの提供、設置の形態としては販売、リース、レンタルがある（その割合は各社で非公表）。

3. 調査結果

消耗品の交換・提供は、どのように行われているか。

- ・概ね使用期限が切れる前に、製造販売業者から購入者又は設置者に電話、電子メール、ハガキ等で連絡している（製造販売業者から販売店に連絡し、販売店で対応するケースもある）。
- ・消耗品等の商品は、販売業者等が訪問して交換する場合と、商品を発送して点検担当者等が自ら交換する場合がある。

A E Dの管理者である購入者又は設置者自らが維持管理を行っている場合、維持管理は適切に行われているか。

- ・製造販売業者等が日常点検の実施状況を網羅的に確認することは困難である。
- ・消耗品の交換については、リース・レンタル（消耗品込みでの契約）では定期的な商品の発送があるため、交換の実施率が高いとの意見もある（2社）。

設置されたA E Dの維持管理が適切に行われていない原因として、どのような理由が考えられるか。

- ・購入者又は設置者において、維持管理の必要性や重要性についての認識が不足している。
- ・点検担当者が変更になった場合や、設置してから時間が経過することにより、維持管理への意識が低下している。

維持管理が適切に行われていないと感じられる施設の種類の傾向があるかどうかを各社に質問したが、施設による違いはないとする社がある一方で、行政・公共施設、一般の会社、共同住宅を挙げる社もあり、各社により認識が異なった。

製造販売業者（又は販売・賃貸業者）として、A E Dの購入者又は設置者に維持管理を適切に行っていたために実施している取組はあるか。

- ・販売時に説明や教育を実施する、商品に説明資材を同梱する、訪問時に説明を行う等を各社で実施している。
- ・各社独自の取組事例として、以下のようなものがある。
- ・A E Dに自己診断を行った情報を発信する機能を付け、この自己診断の結果を製造販売業者が受信・管理し、維持管理に必要な情報をメール等で購入者又は設置者に提供する。
- ・購入者又は設置者は、web上に設けられた専用ページに消耗品の有効期限等を登録することができ、メール等で消耗品の交換時期のお知らせや関連情報の提供を受けることができる。

保守契約による管理の受託はどの程度行われているか。

- ・設置台数の約半数で保守契約を結んでいる1社を除き、他社ではほとんど保守契約は結ばれておらず、購入者又は設置者が自ら管理を行っている。

自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の有効活用等について

（平成27年8月25日）

（医政発0825第7号）

（各都道府県知事あて厚生労働省医政局長通知）

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」（平成16年7月1日付医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知）により非医療従事者である一般市民にも使用が認められて以降、学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に急速に普及してきた。

こうした中、AEDの設置場所に関する情報等、一般財団法人日本救急医療財団（以下「財団」という。）が把握した情報については、地方公共団体が情報提供を希望した場合、AED設置者の連絡先等ホームページで公開されていない情報を含めて提供することを当省から財団に対して検討するようお願いしていたところであるが、今般、財団に設置された「AED設置登録情報等に関する小委員会」において、別添のとおり「AED設置登録情報の有効活用について（AED設置登録情報等に関する小委員会報告書）」（以下「報告書」という。）が取りまとめられた。

貴職におかれては、この報告書の趣旨を踏まえ、AEDが必要な場合に有効に使用され、地域の救命率が向上するような医療提供体制を整えていただくために、AED設置登録情報の有効活用について、下記の対応をしていただくとともに、管内の市町村（特別区を含む。）関係機関、関係団体に周知していただくようお願いする。

記

1 財団へのAED設置登録情報の提供の申請等について

財団に登録されているAED設置登録情報のうち、すでに地方公共団体への情報提供の承諾をAED設置者から得ているものについては、今般、財団から地方公共団体に情報提供を行うこととなったので、必要に応じて財団に申請し、財団から提供を受けたAED設置登録情報を用いて、独自に取り組まれているAEDマップ等をさらに充実させ、地域の救命率が向上するような体制を整えていただきたいこと。

なお、具体的な申請方法については、別途「日本救急医療財団に登録されている自動体外式除細動器（AED）設置登録情報を地方自治体が活用するための手順書等について」（平成27年8月25日付医政地発第0825第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）で衛生主管部局長宛に情報提供するので、当該手順書によること。

また、AED設置登録情報を利用する際には、ログイン名、パスワードの交付を受けることが必要となるところ、貴管下の市区町村等がAED設置登録情報を利用する際には、必要となるログイン名、パスワードについては、貴都道府県において当該市区町村等に対し交付および管理をしていただきたいこと。

2 日本救急医療財団全国AEDマップを用いた住民への情報提供について

今般、財団において、これまで登録されている情報をもとに日本救急医療財団全国AEDマップを作成したので、現時点でAEDマップを作成していない地方公共団体については、当該マップを地方公共団体のホームページにリンクをさせることなどにより、住民への情報提供に活用すること。(リンク作成の必要な手順は前項の手順書等に記載されていること。)

(参考)「日本救急医療財団全国 AED マップ」

URL : <https://www.qqzaidanmap.jp/>

3 財団に既に登録されているAED設置登録情報の更新の推進について

AED設置登録情報については、AEDの具体的な設置場所、使用の可否に係る情報が重要であるため、財団においては設置者が登録すべき事項を増やすとともに、適時適切に情報更新が行われるよう従来の登録方式に代えAED設置者が直接、財団に登録または更新をするよう改めるとともに、その登録情報の信頼度を明示することにした。

については、AED設置登録情報が適時適切に更新され、その信頼度が向上されるよう、貴管下のAED設置者に対し登録情報の更新について呼びかけること。(更新の手順はAEDマップホームページからアクセス可。)

(参考)「自動体外式除細動器(AED)設置の皆様へ」

URL : <http://www.qqzaidan.jp/AED/settitouroku.htm>

4 財団にAED設置登録情報を未登録の設置者に対する登録の呼びかけについて

AED設置登録情報については、「自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について(注意喚起及び関係団体への周知依頼)」(平成21年4月16日付医政発第0416001号薬食発第0416001号厚生労働省医政局長厚生労働省医薬食品局長連名通知)において、AED設置者に対して財団に登録するよう、お願いしていたところである。

貴管下において、財団にAED設置登録情報を登録していないAED設置者がいる場合、当該設置者に対し財団への登録を呼びかけるなどの取組をすること。(新規登録の手順もAEDマップホームページからアクセス可。)

(参考)「自動体外式除細動器(AED)設置の皆様へ」

URL : <http://www.qqzaidan.jp/AED/settitouroku.htm>

5 AEDを有効に使用するための表示に係る必要な整備について

(1) 誘導表示の充実について

AEDが必要な時にAEDを設置している場所にたどり着けるよう、施設の入口においてはステッカーを表示すること、施設内ではAEDの設置場所まで誘導する案内表示を置くことなどの取組をすること。

(2) AEDのマークについて

今般、AED設置者が、財団作成のAEDのマークを使用したい場合においては、財団のホームページから自由にダウンロードして使用できることとしたため、必要に応じて、AED

D設置者への周知をすること。

なお、A E Dの販売業者や地方公共団体等が作成した独自のA E Dマークの使用を否定するものではないこと。

参考 7

AEDの適正配置に関するガイドライン（抜粋）

（平成 25 年 9 月 9 日）

（一般財団法人日本救急医療財団）

本ガイドラインの趣旨

突然の病院外心停止事例においては通報を受けて救急隊が持参する AED（自動体外式除細動器）に比較して、公共のスペース等にあらかじめ設置しておいた AED が、救命や社会復帰の点ですぐれた効果を発揮することが知られている。一方、AED の設置場所や配置に関して、具体的な根拠のある基準はしめされていない。そこで、本ガイドラインは一般人が使用することを目的とした AED の設置場所を提示し、AED の効率的で円滑的な利用を促し、病院外心停止の救命を促進することを目的とした。

本ガイドラインを参考とすることで、一般人が使用することを目的として AED の導入を検討している、或いは既に設置済みの自治体や民間機関等の効果的かつ効率的な設置・配置に寄与できれば幸いである。

1. はじめに

～省略～

2. AED 設置が求められる施設

（1）AED の設置に当たって考慮すべきこと

～省略～

AED を効果的・効率的に活用するためには、人口密度が高い、心臓病を持つ高齢者が多く、運動やストレスなどに伴い一時的に心臓発作の危険が高いなど心停止の発生頻度に直接関わる要因だけでなく、目撃されやすいこと、救助を得られやすい環境であることも考慮する必要がある。

また、市民に救助をゆだねるといった性格上、一定の救命率が期待される状況下での普及を押し進めるという考え方も必要である。その一方で、旅客機や離島など、救急隊の到着に時間がかかる場所や、医療過疎地域等で迅速な救命処置が得られにくい状況に対しても、住民のヘルスサービスの一環として不公平が生じないよう AED 設置に配慮すべきである。

表 1：AED の効果的・効率的設置に当たって考慮すべきこと

1. 心停止（中でも電気ショックの適応である心室細動）の発生頻度が高い（人が多い、ハイリスクな人が多い）
2. 心停止のリスクがあるイベントが行われる（心臓震盪のリスクがある球場、マラソンなど）

スクの高いスポーツが行われる競技場など)

3. 救助の手がある / 心停止を目撃される可能性が高い (人が多い、視界がよい)
4. 救急隊到着までに時間を要する (旅客機、遠隔地、島しょ部、山間等)

(2) AED の設置に当たって目安となる心停止の発生頻度

AED の設置に際して考慮すべき第一の条件として、心停止の発生頻度が高いところに AED を設置すべきである。～以下省略～

(3) AED 設置施設の具体例

上記の議論を踏まえて以下に A E D の設置が推奨される施設、および有益と考えられる施設の具体例を示す。

【AED の設置が推奨される施設 (例)】

駅・空港

日本では、公共の場所のうち、特に多数の人が集まる駅での心停止発生、並びに AED の使用例が多いとの報告がある。都市部において鉄道は主たる移動手段で年齢を問わず多くの人が集まる場所であり、一日の平均乗降数が 10,000 人以上の駅では AED 設置が望ましい。また、混雑する人ゴミの中で救命処置を円滑に行うためにも職員らによる周到な準備・訓練が不可欠である。

空港での AED の必要性は 駅での理由に加え、長旅や疲労などによるストレスが高まる環境にさらされ心臓発作を起こしやすいと報告されている。欧米からも空港における AED の有効性は示されており、空港も AED の積極的な設置が求められる。

旅客機、長距離列車・長距離旅客船等の長距離輸送機関

旅客機内は、長旅や疲労などによる心臓発作のリスクに加え、孤立して救急隊の助けが得られにくい特殊性からも AED の必要性が高い。旅客機内では AED 使用例が一定頻度で発生しており、その有効性も実証されていることから、旅客機内には AED を設置することが望ましい。同様に、新幹線・特急列車、旅客船・フェリーなどの長距離乗客便には AED を設置することが望ましい。

スポーツジムおよびスポーツ関連施設

スポーツ中の突然死は、比較的若い健康人に発生することが多く、心停止を目撃される可能性も高い。球技やランニングの他、運動強度の高いサッカー、水泳、マラソンなどのスポーツでは心室細動の発生が多い。また、野球やサッカー、ラグビーなどの球技、あるいは空手などの格闘技では心臓震盪の発生が比較的多いことが報告されている。スポーツジムおよび管理事務所を伴うグラウンド、球場等、これらのスポーツを実施する施設には AED を設置することが望ましい。

デパート・スーパー・飲食店などを含む大規模な商業施設

近年、日本では郊外型の大規模なショッピングモール、デパート、スーパー、集客施設が増えており、一日 5,000 人以上の利用数のある施設、(常時、成人が 250 名以上いる規模を目安にする。)には複数台の AED を計画的に配置することが望ましい。

多数集客施設

アミューズメントパーク、動物園、(監視員のいる)海水浴場、スキー場、大規模入浴施設などの大型集客娯楽施設、観光施設、葬祭場などには複数の AED を設置することが望ましい。

市役所、公民館、市民会館等の比較的規模の大きな公共施設

規模の大きな公共施設は、心停止の発生頻度も一定数ある上に、市民への啓発、AED 設置・管理の規範となるという意味からも AED を設置することが望ましい。

交番、消防署等の人口密集地域にある公共施設

人口密集地域にある公共施設は、地域の住民の命を守るという視点から、施設の規模の大小、利用者数に関わらず、AED を設置することが望ましい。

高齢者のための介護・福祉施設

50 人以上の高齢者施設など的高齢者のための施設では、一定以上の頻度で心停止が発生しており、AED の設置が望ましい。

学校(小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校等)

学校における心停止は、児童・生徒に限らず、教職員、地域住民など成人も含め一定頻度報告されている。日本において、学校管理下の児童・生徒の突然死のおよそ 3 割は心臓突然死で、年間 30 ~ 40 件の心臓突然死が発生していると報告されており、学校はもっとも AED の設置が求められる施設の一つである。日本のほとんどの学校には、少なくとも 1 台の AED は設置されているが、広い学校内において心停止発生から 5 分以内の除細動を可能とするためには複数台の AED を設置する必要がある。また、学校における突然死の多くは、クラブ活動や駅伝の練習、水泳中など、運動負荷中に発生しており、運動場やプール、体育館のそばなど、発生リスクの高い場所からのアクセスを考慮する必要がある。

会社、工場、作業場

多くの社員を抱える会社、工場、作業場などは AED 設置を考慮すべき施設である。例えば、50 歳以上の社員が 250 人以上働く場所・施設には AED を設置することが望ましい。

遊興施設

競馬場や競艇場、パチンコなどの遊興施設では極めて人口の密集した環境下で、ストレス

も高い為に心停止発生のリスクが高い。更に、目撃される可能性も高いことから AED の設置が望ましい。

大規模なホテル・コンベンション

ホテルやコンベンションは、多人数が集まるうえに、滞在時間も長いため、AED の設置が望ましい。

その他

- 1 一次救命処置の効果的実施が求められるサービス

民間救急車などのサービスの性質上、AED を用いた一次救命処置の実践が求められる施設は、AED の設置および訓練が求められる。

- 2 島しょ部および山間部などの遠隔地・過疎地、山岳地域などでは、救急隊や医療の提供までに時間を要するため、AED の設置が求められる。

【AED の設置が考慮される施設（例）】

地域のランドマークとなる施設

地域の多人数を網羅している、救急サービスの提供に時間を要するなどの地域の実情に応じ、郵便局、24 時間営業しているコンビニエンスストアなど救助者にとって目印となり利用しやすい施設への AED の設置は考慮して良い。

集合住宅

自宅での心停止は、同居者が不在か、居ても睡眠中や入浴中などでは目撃されないことが多く、またその同居者がしばしば高齢で、迅速で適切な救助が得られないなどの理由から AED 設置の有効性は未定である。しかし、我が国では突然心停止の発生は 70% 近くが自宅・住居であり、集合住宅が多いため、集合住宅等の人口が密集した環境では AED 設置の効果が期待される。

表 2：AED の設置が推奨される施設の具体例

1. 駅・空港
2. 旅客機、長距離列車・長距離旅客船等の長距離輸送機関
3. スポーツジムおよびスポーツ関連施設
4. デパート・スーパー・飲食店などを含む大規模な商業施設
5. 多数集客施設
6. 市役所、公民館、市民会館等の比較的規模の大きな公共施設
7. 交番、消防署等の人口密集地域にある公共施設
8. 高齢者のための介護・福祉施設
9. 学校(小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校等)
10. 会社、工場、作業場

11. 遊興施設

12. 大規模なホテル・コンベンション

13. その他

13-1 一次救命処置の効果的実施が求められるサービス

13-2 島しょ部および山間部などの遠隔地・過疎地、山岳地域など、救急隊や医療の提供までに時間を要する場所

3. AED の施設内での配置方法

～省略～

市民にその処置をゆだねるといった性質上、ある程度高い救命率が期待できる状況で、AED の使用を促す必要があり、以下のように電気ショックまでの時間を短縮するような配置上の工夫が望まれる。

(1) 目撃された心停止の大半に対し、心停止発生から長くても5分以内にAEDの装着ができる体制が望まれる。そのためには、施設内のAEDはアクセスしやすい場所に配置されていることが望ましい。たとえば学校では、放課後のクラブ活動におけるアクセスを重視して、保健室より運動施設への配置を優先すべきである。

(2) AEDの配置場所が容易に把握できるように施設の見やすい場所に配置し、位置を示す掲示、或いは位置案内のサインボードなどを適切に掲示されていることが求められる。

(3) AEDを設置した施設的全職員が、その施設内におけるAEDの正確な設置場所を把握していることが求められる。

(4) 可能な限り24時間、誰もが使用できることが望ましい。使用に制限がある場合は、AEDの使用可能状況について情報提供することが望ましい。

(5) インジケーターが見えやすく日常点検がしやすい場所への配置、温度(夏場の高温や冬場の低温)や風雨による影響などを考慮し、壊れにくい環境に配置することも重要である。

表3: AED の施設内での配置に当たって考慮すべきこと

1. 心停止から5分以内に除細動が可能な配置

- 現場から片道1分以内の密度で配置
- 高層ビルなどではエレベーターや階段等の近くへの配置
- 広い工場などでは、AED配置場所への通報によって、AED管理者が現場に直行する体制、自転車やバイク等の移動手段を活用した時間短縮を考慮

2. 分かりやすい場所(入口付近、普段から目に入る場所、多くの人を通る場所、目立つ看板)

3. 誰もがアクセスできる(カギをかけない、あるいはガードマン等、常に使用できる人がいる)

4. 心停止のリスクがある場所(運動場や体育館等)の近くへの配置

5. AED配置場所の周知(施設案内図へのAED配置図の表示、エレベーター内パネルにAED配置フロアの明示等)

6. 壊れにくく管理しやすい環境への配置

4 . AED の管理と配置情報の公開

AED を有効に機能させるために、以下が求められる。

- (1) AED 設置施設では AED 管理担当者や担当者が設置し、機器の定期的な保守管理を行うこと。
- (2) 地方公共団体は、管轄地域の AED 設置情報を把握し、適正配置に努めることが望ましい。また、地域の AED 情報を積極的に日本救急医療財団や地方自治体が運営する AED マップに登録し、住民に情報提供することが望ましい。
- (3) AED 設置施設は、地方公共団体等の求めに応じ、AED 設置情報を積極的に登録・公開し、AED 保有情報を公開することが望ましい。
- (4) AED が使用された場合、地域の救急医療体制の検証の一環として、当該地域のメディカルコントロール協議会が中心となり、使用時の心電図データ等を検証すること。AED 設置施設は、メディカルコントロール協議会などの求めに応じて、これらの情報を消防機関や医療機関へ提供することが望ましい。

(以下省略)

参考 8

AEDの適切な管理等の実施に係るQ & A

(平成 21 年 4 月 16 日)

(厚生労働省)

・点検担当者の役割と配置について

Q1 AED の点検担当者は、どのようなことを行うのですか。

A 一つめは、日常点検としてインジケータ（AED が正常かどうかを示すランプや画面）により AED が使用可能な状態にあることを確認し、点検結果を記録に残すことです。（日常点検については、Q7～Q13 をご参照下さい。）

二つめは、消耗品の管理として、AED に取り付けられている電極パッドやバッテリーの交換時期（使用期限等）を把握し、期限切れになる前に交換することです。（消耗品の管理については、Q20～Q24 をご参照下さい。）

Q2 点検担当者の人数の目安はありますか。また、設置者が点検担当者となることはできますか。

A AED が設置されている施設の規模や範囲、その台数等に応じて、点検を日常的に、実施することが可能と考えられる人員を配置することが望ましいです。また、点検担当者を当番制とし、複数人の配置を行なうことでも差し支えありません。

なお、設置台数等から考えて、設置者自らが点検を行うことが可能と判断される場合は、設置者が点検担当者となっても差し支えありません。

Q3 点検担当者に資格は必要ですか。

A 設置者が上記の日常点検等を適切に実施できると認める方であれば、特に資格は必要としません。しかし、AED の使用等に関する講習を受講していることが望ましいです。

なお、設置者自らが点検担当者となる場合も同様です。

Q4 点検担当者の役割を委託することはできますか。

A AED の購入店や製造販売業者（以下「販売業者等」という。）と保守契約を結ぶなどして委託してもかまいません。

Q5 病院内における AED についても、同様の取扱いですか。

A その通りです。医療機関や消防署等に設置される AED（一般の方が使用できる製品に限る。）も同様に表示ラベルを取り付けることとしています。また、日常的なインジケータの確認や点検記録の保管についても同様です。

Q6 病院においても、点検担当者を配置する必要がありますか。

A 一般の方が使用できる AED については、点検担当者を配置いただくこととなりますが、医療機器安全管理責任者等が点検担当者となり、日常的な点検を実施していただくことで差し支えありません。

なお、Q2 に述べたように、設置台数などにより、点検担当者として複数人を配置することも可能です。

・ 日常点検について

Q7 なぜ、インジケータを確認しなければならないのですか。

A AED は自己診断機能を有しています。本体の機能チェックが自動的に行なわれ、問題を認めた場合には、インジケータのランプの色や画面の表示によりその異常を知らせてくれます。そのため、点検担当者がインジケータを確認し、正常に使用可能な状態であることを点検する必要があります。

万が一、インジケータが異常を示している場合には、取扱説明書に従って対処し、必要に応じて販売業者等に点検や修理を依頼して下さい。

Q8 インジケータは、どのように確認すればよいですか。

A 正常に使用可能な状態を示すインジケータのランプの色や画面の表示は、製品により異なります。お手持ちの AED の添付文書や取扱説明書をご覧ください。

Q9 インジケータの確認は、毎日、行わなければなりませんか。

A AED は本体にプログラムされた自己診断機能により、毎日、毎週、毎月のサイクルで機能チェックを行なっていますので、点検担当者は、取扱説明書に従い日常的に、その結果を確認して下さい。

ただし、設置された施設や事業所の休日などで、AED を使用しないことが明らかな時には、点検を実施しなくても構いません。設置場所などを十分考慮の上、適切に点検を行なって下さい。

・点検記録について

Q10 どのような内容を記録するのですか。

A 日常点検の結果として、インジケータのランプの色や画面の表示等により使用可能な状態であるか等を記載する（例えば、丸印を付けるなど）のみで十分です。

なお、電極パッドやバッテリーの交換時期については、点検記録に記載する必要はありませんが、常に時期を把握しておいて下さい。

Q11 点検記録には、決められた様式などがありますか。

A 決められたものはありませんので、設置者又は点検担当者の方がご自身で作成していただいで結構です。例えば、カレンダーに丸印を記入するのみでもよいです。

なお、販売業者等が点検記録表を提供しますので、それらをご活用いただくことも可能です。

Q12 点検記録は、どの程度保管しなければなりませんか。

A 点検記録の保管期間については、とくに規定していません。AED を使用する際、そのAED が正常状態であったことがわかるように、直近の1ヶ月程度を目安に記録を保管することが望ましいです。

Q13 家庭内での使用のみを目的にしていますが、点検記録の保管は必要ですか。

A 家庭内でのみに使用するためにAED を設置している場合には、点検記録の保管は必ずしも必要ではありません。しかし、その使用目的から、日常点検は適切に行う必要があります。

Q14 表示ラベルとは何ですか。

A 点検担当者が電極パッドやバッテリーの管理を円滑に行うために、必要な情報（交換時期や使用期限等）が記載されたものです。AED 本体又は収納ボックス等に、必ず取り付

け又は貼り付けて下さい。

なお、今後、新規に AED を購入した場合には、販売業者等により消耗品の交換時期を記載した表示ラベルが取り付けられた状態で納品又は設置されます。

Q15 すでに設置されている AED にも表示ラベルが必要ですか。

A すべての AED に必要です。すでに設置されている AED については、販売業者等が把握している販売先の記録に基づいて、購入者もしくは設置者宛に表示ラベルと電極パッドやバッテリーの交換時期に関する情報等が届けられます。点検担当者は、表示ラベルに交換時期等の必要事項を書き込み、お手持ちの AED に取り付け又は貼り付けて下さい。

なお、表示ラベルは、準備が出来次第、提供されることとなっております。周囲の AED に表示ラベルが取り付けられた後も表示ラベルが提供されない場合には、お手持ちの AED の販売業者等にお問い合わせ下さい。

Q16 表示ラベルの取付け位置はどこがよいのですか。

A 通常設置された状態で表示ラベルに記載された電極パッドやバッテリーの交換時期等の情報が確認できるように、配慮する必要があります。とくに収納ボックス内に設置している AED に表示ラベルを取り付ける場合には、ボックスの扉を開けることなく、記載内容が確認できるように、取り付け位置に注意して下さい。

また、表示ラベルによりインジケータが隠れることのないように注意して下さい。詳しくは販売業者等にお問い合わせ下さい。

Q17 表示ラベルへの記入は、誰が行うのですか。

A 電極パッドやバッテリーを交換した際には、点検担当者が次の交換時期や使用期限等を表示ラベルに記入して下さい。記入するための表示ラベルやシールは、新たに購入した電極パッドやバッテリーに添付されてきます。記入の仕方等、ご不明な点については、販売業者などにお問い合わせになるか、製品のホームページをご参照下さい。

Q18 表示ラベルを紛失した場合、どのようにすればよいですか。

A お手持ちの AED の販売業者等にご連絡下さい。

Q19 表示ラベルが取付けられていない場合はありますか。

A AED の販売業者等と契約を結び、電極パッドやバッテリーの管理を委託している場合（Q4 参照）には、表示ラベルを取り付けていないことがあります。ただし、その場合には表示ラベルのかわりに、「 社が電極パッドやバッテリーの管理を行っています」などの表示がされています。

・消耗品（電極パッドやバッテリー）の管理について

Q20 電極パッドやバッテリーはどのくらいの期間で交換が必要ですか。

A 電極パッドやバッテリーの使用期間は製品によって異なりますので、お手持ちの AED の添付文書や取扱説明書でご確認いただくか、販売業者等にお問い合わせ下さい。

Q21 使用していない電極パッドでも、交換時期が来たら必ず交換する必要があるのですか。

A 使用期限を過ぎると身体に貼る電極パッドの変質や接着面の乾燥が起こることがあります。そのような電極パッドを使用して電気ショックを行うと、パッド貼付部を火傷したり、十分な電気ショックが与えられない又は身体に貼ることができない可能性もあります。交換時期が来たら、新しい電極パッドへの交換が必要です。

Q22 他社の電極パッドを使用することはできるのですか。

A お手持ち AED に指定された電極パッドを使用して下さい。指定品以外のものを使用すると、動作不良を起こしたり、AED 本来の性能を発揮できない可能性があります。

Q23 AED を一度も使用していませんが、バッテリーは交換時期が来たら必ず交換するのですか。

A 日常点検の項（Q7）で述べたように、AED は自己診断機能を有していますので、常に一定の電力を消費しています。救命処置に使用しなくともバッテリーは消耗しますので、交換することが必要です。

Q24 設置環境や使用状況によってバッテリーの使用期間が異なるとのことですが、どのような状況で変化が生じるのですか。

A 一般的にバッテリーは周囲の温度が高い状態で消耗が早いとされています。また、AED 講習などのために AED 本体のフタを開けたり、救命処置のために除細動を行ったりすると、バッテリーの寿命は短くなります。

・ その他

Q25 AED の設置情報は、登録しなければならないのですか。

A AED は救命のために重要な医療機器です。地域の住民や救急医療に携わる機関などが、あらかじめ設置されている AED の場所を把握していると、必要な時に迅速に対応できます。

また、AED の不具合などにより販売業者等から製品に関するリコール等の重要なお知らせが提供されることもあります。設置情報を登録していれば確実に迅速に情報を受け取ることが可能となりますので、ご登録ください。

なお、AED を家庭や事業所内に設置している場合等には、AED の設置場所に関する情報を非公開とすることが可能です。

登録の方法については、販売業者等にお問い合わせ下さい。

Q26 購入した AED を授与又は寄贈することはできますか。

A 原則、AED を第三者に販売又は授与することはできません。なぜなら、授与を行ったために設置場所がわからなくなると、前述したリコール等の重要な情報を提供することができなくなるなどの可能性があります。授与する必要が生じた場合等は、必ず、あらかじめ販売業者等にご連絡下さい。

なお、薬事法により販売業の許可を得ていない者は、業としての販売や授与は禁じられています。